

主 な 改 正 事 項

改正後条項号	改正前条項号	改 正 事 項 の 概 要
附則（平成 29 年 法律第 4 号） 第 35 条 第 1 項関係 第 2 項関係	 (新設)	 ビールの製造免許等に関する経過措置の取扱いを明確にした。 果実酒又はブランデーの製造免許等に関する経過措置の取扱いを明確にした。